コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している 学校のことです。

【学校運営協議会】 ~学校の運営について話し合う会議~

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づき、教育委員会より任命された委員が、子どもや学校が抱える問題の解決や学校運営の基本方針の実現に向けて、「協議」や「熟議」を行う合議制の機関です。

1 学校運営協議会 ~主に、次の3つの役割があります。~

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- (2) 学校運営について、教育委員会または校長に対して意見を述べることができる。
- (3) 教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、山形県教育委員会に意見を述べることができる。
- (1) について<「山形市立学校の学校運営協議会に関する規則(以下「規則」>
 - □承認を行う「学校運営の基本方針」は以下のことがらです。 <規則第11条>
 - ①教育課程の編成
 - ②学校経営計画に関すること
 - ③組織編制に関すること
 - ④その他、対象学校の校長が「規則」第2条」の目的の達成に資すると認める事項
 - ・子どもや学校、地域が「どのような課題を抱えているのか」や「学校や地域でどのような子どもを育てていくのか」「子どもを育てていくためにどんな取り組みをしていくのか」について、当事者意識をもつことができます。
 - ・子どもや学校、地域が抱える課題の解決や、学校運営の基本方針の実現に向けて役割分担をもって連携・協働した取り組みができるようになります。
 - ・学校運営協議会の中で、校長の説明を受けて決議し、承認を行います。

(2) について<規則第13条>

- □学校運営について意見を述べる必要があると判断した場合は、教育委員会や校長に申 し出ます。
 - ・校長に対する意見は、会議において事務局(学校)が聴取します。
 - ・学校、保護者、地域が力を合わせても解決できない内容が生じた場合は、同様に市 教委に意見書を出すことができます。この場合、内容に応じて口頭もしくは文書で 回答がなされます。

(3) について<規則第13条の2>

- □子どもや学校、地域の課題を解決したり、学校運営の基本方針を実現したりするため に、教職員の任用について意見を述べる必要があると判断した場合は、市教育委員会 を経由して県教育委員会に申し出ることができます。
 - ・任用については、教育委員会規則に定められる事項(運営実現や課題解決に向けた職員の配置の方針に関すること、)のみで、「○○先生を~」というような個人を特定した意見を述べることはできません。

2 学校運営協議会の設置に向けて

(1) 課題や目的の共有

- ・子どもたちの実態、学校評価アンケートや、学校評議員等におけるご意見、保護者や 地域の方の声やご意見、意見交換等での情報収集を通して、子どもや学校、地域の課 題等を把握します。
- ・学校だよりや資料等を作成し、コミュニティ・スクールで目指すことや学校運営方針 等について発信し、各家庭や地域へ伝達していきます。

(2) 学校運営協議会の組織づくり

①委員の選出

- ・委員は、保護者、地域の方、有識者、当該学校の校長などから学校が選出し、山形 市教育委員会が任命します。<規則第5条の2>
- ・保護者代表、民生委員代表、有識者、同窓会代表、公民館代表、学校後援会代表、 自治会長、放課後児童クラブ代表、校長及び学校職員等が委員として想定されます。
- ・委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「特別職の地方公務員」の身 分を有し、任期は2年です。<他に規則第6条、第7条>
- ・委員の員数は、小学校では10名以内とされています。報酬は年額7,500円と規定されています。<規則第4条・第8条>

②委員の役割

- ・保護者や地域の方を代表する立場にある者として、学校に対する保護者の要望や地域のニーズを公平・公正に、かつ、幅広く把握・集約し、学校運営に反映することが求められます。
- ・委員には、公務員と同様に「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。」という守秘義務があります。<規則第9条>

3 学校運営協議会の運営

- (1) 年間計画の立案
 - ①第1回学校運営協議会(5月13日)
 - ・子どもや学校、地域の課題の共有(願いや困り感の共有)
 - ・校長が作成した学校運営基本方針の承認
 - ②第2回~第3回学校運営協議会(7月~2月)
 - ・第2回は7月15日に、第3回は12月15日に、第3回は2月15日に実施予定
 - ・学校運営の基本方針の実現に向けた協議・熟議
 - ・承認された方針を実現するために、学校、保護者、地域が連携して取り組む活動に ついて協議・熟議
 - 例1 →「学校、家庭、地域がさらに連携して子どもたちに向き合うには」
 - 例2 →「地域素材や人材を生かした体験活動を充実させるためにどうするか」
 - 例3 →「子どもたちが地域に貢献できることは何か」
 - 例4 \rightarrow 「子どもたちの安全確保のために、見守り隊の活動をどのように活性化するか」
 - 例 5 → 「学級を支援するボランティア事業の確保・募集、実施について」
 - 例6 →「学校、家庭、地域が連携して実施する『秋祭り』について」
 - 例7 →「あいさつが響く地域を目指すにはどうすればよいか」
 - 例8 →「地域資源や地域の教育力を生かした質の高い学習の実現について」
 - 例9 →「PTAによる学習支援組織の立ち上げについて」
 - 例 10 →「地域のニーズ反映による『福祉・ボランティア教育』推進について」
 - 例 11 →「地域学習や故郷学習の推進について」 他
 - ③第4回学校運営協議会(2月:最終)
 - ・年間を通した活動のまとめ
 - ・今年度の成果や課題の分析(次年度へ引継ぎ、改善を図る。)
 - (2)協議会における会議の規則<規則第17条・第18条・第19条>
 - ①会議は、会長が招集して、会長が議長となります。
 - ②会長及び副会長がいない場合や緊急を要する場合は、当該校の校長が会議を招集 します。
 - ③職員の任用に関する意見や特別な事情がある場合をのぞき、原則公開です。
 - ④会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
 - ⑤協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の 決するところによります。
 - ⑥委員は、利害関係のある事項については、その議事に参加することができません。
 - ⑦会長は、必要と認めるときは、対象学校の校長と協議のうえ、委員以外の者に会議 への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者に対し資料の 提出を求めることができます。

(3) 会議の流れ

①会議進行例

会議次第 (例)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項(学校運営状況、学校行事、児童生徒の様子など)
- 4 課題の協議・熟議
- 5 情報交換、取り組み状況報告(組織に部会等があれば)等
- 6 閉会
- ※会議の進行は、会長が行うのが一般的ですが、会長が進行しない場合は、委員の中から進行役を決めることができます。
- (4)「熟議」と「協働」、そして、「校長のマネジメント」
 - ①「熟議」について ~ 「熟慮」と「論議」~
 - ・多くの当事者(保護者、教員、地域住民等)が集まり、
 - ・課題について学習、熟慮し、議論することにより、
 - ・互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
 - ・それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
 - ・個々人が納得して自分の役割を果たすようになる ことです。 _
 - ②「協働」について
 - ・学校、保護者、地域の方が、共通の目標に向かって、互いを尊重し、パートナー として、一緒に力を合わせて活動していくことです。
 - ・協働による取り組みができる体制を構築していきます。
 - ③「校長のマネジメント」について
 - ・校長の方針とリーダーシップのもと、保護者や地域の方々との関係を構築して、 「人、環境、歴史、文化」等を生かした学校運営を行うことです。

4 コミュニティ・スクールの効果について

- (1) 学校にとっての効果
 - ①地域住民や保護者と一緒になって子どもたちを育てることができます。
 - ②学校や先生方のことを理解してもらえます。
 - ③地域住民や保護者とネットワークができます。
- (2) 地域や保護者にとって
 - ①地域の声、保護者の声が学校に届くようになります。
 - ②学校のこと、先生方のことが、よく分かるようになります。
 - ③地域住民同士、保護者や学校とのネットワークができます。

熟議

5 コミュニティ・スクールに向けての今後の見通しについて

- (1) 周知について
 - ①2月10日の学習参観及び学年PTA総会時に資料を配付して保護者への周知を 図ります。【令和2年度に実施済です。】
 - ②かりがね2月号及び3月号で、ご家庭及び地域の方々へ周知を図ります。 【令和2年度に実施済です。】
 - ③令和3年度年度当初のPTA会合及びPTA総会でさらに、周知を図ります。
 - →PTA総会等は短時間かつオンラインでの実施のために周知やお願いは実施できませんでした。

(2) 学校運営協議会委員の選出

- ①令和3年度PTA3役、同窓会長、地域振興会会長、民生委員児童委員等代表、東 沢コミュニティセンター所長、からまつ学童クラブ関係者、町内会代表等が委員と して任命されます。
- (3) コミュニティ・スクールの申請及び指名、委員の任命
 - ①市教育委員会に申請し、コミュニティ・スクールの指定を受けます。
 - ②委員を選出し、市教育委員会に報告 → 委員は、市より任命を受けます。

(4) 学校運営協議会の実施

- ①第1回は、5月13日に実施します。第1回目では、任命と目的・機能等の確認及 び年度の計画等について協議します。
- ②第2回・第3回は、2学期中に開催します。教育活動の実践から見られた成果と課題について協議し、改善を図ります。
- ③第4回は、2月に行います。年度の学校運営の反省を行うと共に、次年度の教育計画や学校運営について協議します。